

●憩いの空間の予約方法について

憩いの空間は交差点広場と比較して小スペースのため、個人の方でも気軽にご利用いただける空間です。広く市民の皆様に平等な利用の機会を創出するため、**重複予約を制限しています。**

[利用申込について (仮予約)]

- ・受付時間は平日 9:00~17:00 です。必ずお電話で空き状況を確認し、仮予約を行ってください。
- ・憩いの空間では、1 回のご利用が終了してから、次の予約をとることができます。同時に複数の予約をとることができませんのでご注意ください。なお交差点広場と憩いの空間は同時の予約が可能です。
- ・利用終了日の翌日（翌日が土日祝の場合は次の平日）より、次の利用予約を受け付けます。

[本予約の際の注意事項]

①申請書提出時

- ・申請代表者及び参加した全員の方が 1 回の利用をしたとみなします。後から追加で参加になった方も同じ日程で利用したことになります。また、お手伝いの方も参加者に含まれます。すでに憩いの空間で他のイベントへの参加が決まっている方は一緒にご出展いただけません（次ページ図参照）。
- ・お申し込みの際は、申請書（WEB 申請の場合は申請フォーム）の参加者名簿欄に参加者全員の氏名とよみがなを記入してください。名簿欄に記入できない場合は、出店者・販売品目一覧提出シートをご提出ください。
- ・当日責任者及び副責任者欄に記載する方は、必ず当日常駐している方に限ります。申請書提出後に変更がある場合は、必ず事前にご連絡ください。
- ・企業・店舗としてお申し込みの場合は今後の連絡事項のやり取りをスムーズにするため、連絡窓口となる担当者を定めてくださいますようお願いいたします。同一メーカーやブランドの出店は 1 日 1 店舗とさせていただきますので、仮予約を入れる際には同一メーカーやブランドの他店舗と重複していないかを確認し、店舗名を定めたくうでご予約を受け付けます。また、申請書や利用当日に設置する看板等には必ず支店、販売店まで明記してください。
- ・広告代理店や販売代理店経由でのお申し込みの場合は、必ず**仮予約の際にクライアント名をお伝えください。**申請内容によっては挙証書類の提出を求める場合がございます。
※挙証書類（例）：契約書、相手の押印がある書類 など

②申請書提出後の変更について

- ・原則、利用承認書発行後は実施内容・参加者・利用店舗などの申請内容を変更することはできません。
- ・参加者がやむを得ず変更となる場合は、参加者が憩いの空間で他の予約及び参加を予定していないかを確認し、新しい名簿を書面にてご提出いただけます。
- ・申請代表者が都合により参加できなくなった場合、その予約を第三者に譲渡することはできません。

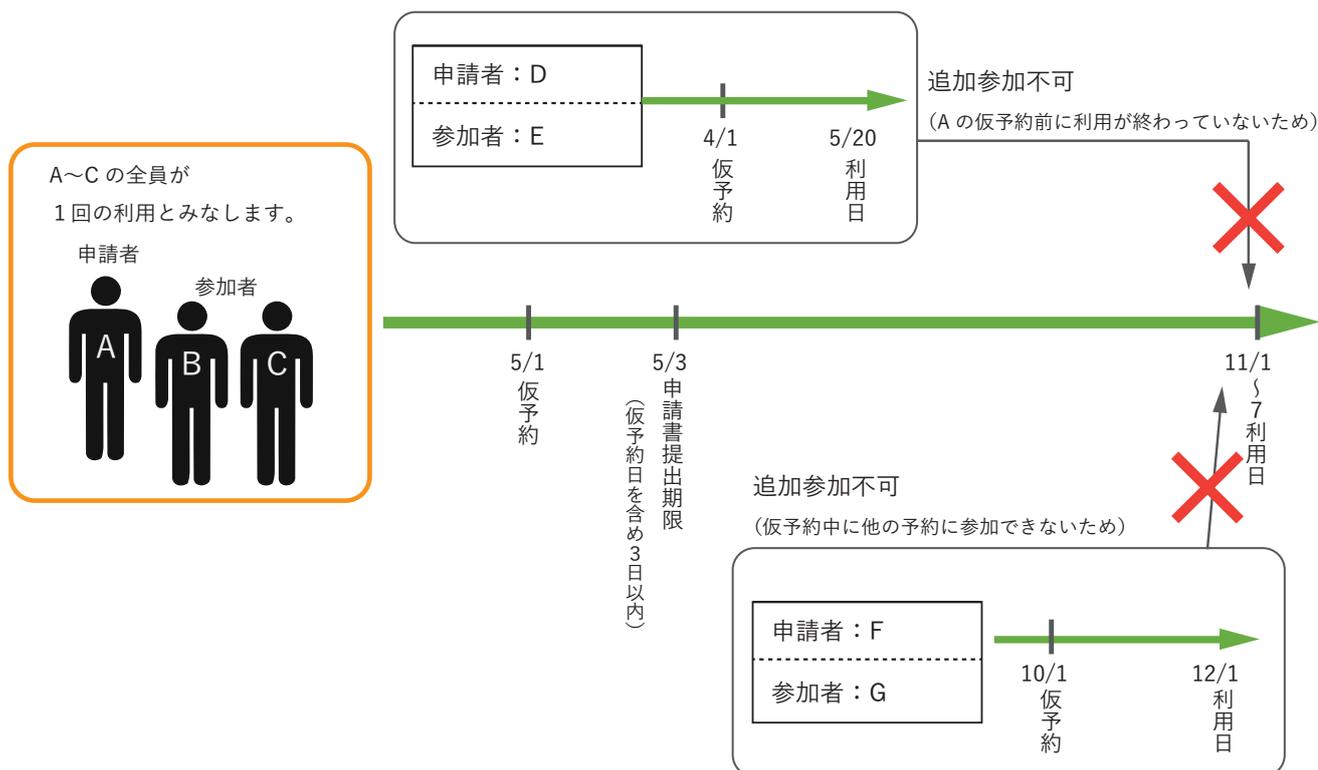
以下の場合については不承認または利用取消とする場合があります。

- ・同一店舗、団体、企業であることを意図的に隠し、重複予約とみなされる行為または類似行為が認められた場合。（例：同一店舗から販売の委託を請け負い、人を替える形態での出展等）
- ・名義貸しや予約を譲渡する場合。またその状況が確認された場合。
- ・上記のルール、利用規約を遵守いただけない場合。

→次ページにも続きます

[重複予約とみなす行為] ※下記の図は一例です

- ① 申請者は異なるが、構成するメンバーが同一。
- ② 別の予約をしている方がメンバーに含まれている場合。
- ③ Aさんが参加者を追加した日にDさんの利用が終わっていても、Aさんが仮予約した日から利用終了日までの間に他の利用があるDさん・Eさんは、Aさんの予約には参加できません。



- ④ 別の予約をしているFさんや参加予定のGさんが予約中にAさんのイベントに参加する場合。

※大人数でブース出展されるイベントは交差点広場のご利用をお勧めします (交差点広場と憩いの空間は同時の予約が可能です)。